

り、再び争議を惹起したのである。是に對して九州鐵工組合の幹部は、是調停者と會社側の食言なりとなし、罷行を斷行したのであるが、既に此時の参加者は六十名に過ぎなかつた。思ふに從來より評議會系一派の採り來れる政策より察するに、一度解決して就業せしめ、解雇手當金を滯留基金となし、更に不参加の従業員をもオビキ出さんとしたるものであらう。

此労働争議は其後遂に四十数名の解雇者を出して、自然消滅するに至つたが、是を機會に九州に於いても現實主義と共産主義との二個の指導精神の對立を見る事となつたのである。

改善されたる労働條件

東京製鋼株式会社會社の労働條件は、決して満足すべきものでないことは勿論である。今後漸時合理的に改善せられるべきものである。

製鋼労働組合は創立後日尙淺いのであるが、此僅かなる期間に於いても、左に述べるが如く相當の改善が行はれたのである。然るに其間何等の紛争を伴はず、圓滿談笑裡に進行したことは、

會社當事者並に職員諸氏の労働組合に對する、充分なる同情と、理解に依る處も多人であるが、團體交渉の効果である事は論を待たぬ處である。

一、關東方面三支部（川崎、横濱、深川ワイヤロープ製作工場）に於ける労働時間短縮、従來各工場共、實働十一時間乃至十一時間半なりしを實働十時間となし、收入減の半額を手當として支給する事となつた。

二、關東方面四支部（川崎、川崎麻綱、深川、横濱）の昇給。これに依つて時間短縮の收入減は相殺され或は増加せる状態となつた。

三、深川支部内銑金部、焼入部等は休憩時間中と雖も、作業の性質上機械の運轉を休止する事を得ず而も賃銀は一般と同等であるのであつて、一般の休憩時間中の労働には賃銀が支払はれて居らぬ譯けであつたが、それを支給することに決定された。

四、移轉手當金の支給（深川、横濱支部） 深川工場及横濱工場の一部は、川崎工場に合同し、工場を擴張して大量生産の實を擧げんとするのであるが、五百名以上の移轉であるので中々の